

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	子ども・子育て支援法による地域子ども・子育て支援事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

明和町は、子ども・子育て支援法による地域子ども・子育て支援事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

明和町長

公表日

令和8年9月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援法による地域子ども・子育て支援事業に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法の規定に基づき、地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第127の項及び同法別表の主務省令で定める事務を定める命令第68条に定めるものに関する情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①子ども・子育て支援法による地域子ども・子育て支援事業に関する事務。 情報提供に必要かつ特定の個人情報を識別し得る開示データに登録し、情報提供を目的とするデータベース
③システムの名称	子ども子育て支援システム 健康管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 母子管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第127の項 並びに、番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条 表155項 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条 表157項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども課
②所属長の役職名	こども課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 三重県多気郡明和町馬之上945番地 0596-52-7111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども課 三重県多気郡明和町馬之上945番地 0596-52-7123
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年8月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年8月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの確認を行っている。申請者からマイナンバーが得られない場合のみ行う住基ネット照会は、4情報または住所を含む3情報による照会を厳守している。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚に保管することを徹底している。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業員に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う事務に従事する全職員に対し、教育研修を実施している。研修時には、離席時のログアウトの徹底をし、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、従業員に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考える。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年8月31日	Ⅱ－1. いつ時点日欄	令和8年2月1日 時点	令和8年8月31日 時点	事後	
令和8年8月31日	Ⅱ－2. いつ時点日欄	令和8年2月1日 時点	令和8年8月31日 時点	事後	
令和8年8月31日	I－1②. 事務の概要	(前略)実施に関する事務であって、第157条で定めるものに関する情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。(後略)	(前略)実施に関する事務であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第127の項及び同法別表の主務省令で定める事務を定める命令第68条に定めるものに関する情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。(後略)	事後	
令和8年8月31日	I－3. 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第127の項 並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第68条	番号法第9条第1項、別表第127の項 並びに、番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第68条	事後	
令和8年8月31日	I－4②. 法令上の根拠	(情報提供の根拠)行政手続における…命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第157項	(情報提供の根拠)行政手続における…命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条表157項	事後	